

# 補償説明業務について

近畿地方整備局 用地部

1

補償説明業務の概要及び業務の範囲について

---

2

# 1 概要

補償説明業務とは、権利者に対し、土地の評価(残地補償を含む。)の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容の説明を行う業務です。

## 2 業務の範囲

補償説明業務は、権利者に説明することを目的とする業務を対象に次に掲げる業務を対象とします。

- (1) 多数共有地及び多数相続に係る土地等の取得に関する説明を行う業務
- (2) 公共事業の施行により発生する騒音、振動、日照阻害等による損害等(いわゆる「事業損失」)に関する説明を行う業務
- (3) 工事用道路等の設置に伴う土地等の使用に関する説明を行う業務

注:補償説明業務は、土地評価、物件調査、事業損失等、他の業務と併せて発注する場合があります。

補償説明業務における主な要件等について

---

# 参加表明書の提出に関する主な要件

## 1 参加表明書の提出者に求める要件

### (1) 業務実績に関する要件

同種業務: 補償コンサルタント登録規程第2条第1項の別表に定める

「補償関連部門」又は「総合補償部門」に係る業務

類似業務: 登録規程第2条第1項の別表に定める8部門のいずれかの部門に係る業務

## 2 配置予定技術者に求める要件

### (1) 配置予定主任担当者

・補償業務管理士(補償関連部門又は総合補償部門)

・補償業務管理者(補償関連部門又は総合補償部門)

・登録規程補償関連部門又は総合補償部門に係る補償業務に関し、7年以上の実務経験を有する者

### (2) 配置予定担当技術者

・補償業務管理士(補償関連部門、総合補償部門又は発注者が求める部門のいずれか1部門)

・補償業務管理者(補償関連部門、総合補償部門又は発注者が求める部門のいずれか1部門)

・登録規程補償関連部門、総合補償部門又は発注者が求める部門に係る補償業務のいずれか1部門に関し、3年以上の実務経験を有する者

# 用地補償総合技術業務との主な要件対比表(1)

## ●発注方式

用地補償総合技術業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>■発注者支援業務等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●一般競争入札方式(市場化テスト対象) (総合評価落札方式)</li> </ul> </li> <li>価格点:技術点=1:2</li> <li>評価テーマ有り</li> </ul>

補償説明業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>■用地調査等業務                             <ul style="list-style-type: none"> <li>●簡易公募型競争入札に準じた方式 (総合評価落札方式:簡易型)</li> </ul> </li> <li>価格点:技術点=1:1</li> <li>評価テーマなし</li> </ul>

## ●企業に求める要件

用地補償総合技術業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>■登録規程別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全てにおいて登録を受けていること</li> </ul>

補償説明業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>■対となる登録要件なし</li> </ul>

7

# 用地補償総合技術業務との主な要件対比表(2)

## ●配置予定主任担当者に求める要件

用地補償総合技術業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>■いずれかの資格等を有する者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務経験を有する者であって、補償業務に関し、5年以上の指導監督的実務の経験を有する者</li> <li>・補償業務全般に関する指導的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者</li> <li>・補償業務管理者(総合補償部門)</li> <li>・補償業務管理士(総合補償部門)</li> <li>・補償業務管理士(土地調査、土地評価、物件、補償関連の4部門全て)</li> </ul> </li> </ul>

補償説明業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>■いずれかの資格等を有する者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・補償業務管理士(補償関連部門又は総合補償部門)</li> <li>・補償業務管理者(補償関連部門又は総合補償部門)</li> <li>・登録規定補償関連部門又は総合補償部門に係る補償業務に関し、7年以上の実務経験を有する者</li> </ul> </li> </ul>

8

# 用地補償総合技術業務との主な要件対比表(3)

## ●配置予定担当技術者に求める要件

用地補償総合技術業務
<p>■いずれかの資格等を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し5年以上の実務経験を有する者であって、補償業務に関し、3年以上の指導監督的実務の経験を有する者</li><li>・補償業務全般に関する指導的実務の経験5年以上を含む10年以上の実務の経験を有する者</li><li>・補償業務管理者(総合補償部門)</li><li>・補償業務管理士(総合補償部門)</li><li>・補償業務管理士(土地調査、土地評価、物件、補償関連の4部門全て)</li></ul>

補償説明業務
<p>■いずれかの資格等を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・補償業務管理士(補償関連部門、総合補償部門又は発注者が求める部門のいずれか1部門)</li><li>・補償業務管理者(補償関連部門、総合補償部門又は発注者が求める部門のいずれか1部門)</li><li>・補償関連部門、総合補償部門又は発注者が求める部門に係る補償業務のいずれか1部門に関し、3年以上の実務経験を有する者</li></ul>

## ●配置予定業務従事者に求める要件

用地補償総合技術業務
<p>■いずれかの資格等を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者(行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない。)</li></ul>

補償説明業務
<p>■用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者として、十分な知識と能力を有する者</p>